令和５年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	２

府 省 庁 名　　厚生労働省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（地方消費税、都市計画税、自動車税、軽自動車税 ）
要望 項目名	感染症等専門家組織（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新型コロナウイルス感染症対策本部（令和４年６月 17 日開催）において公表された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」において、「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版 CDC を創設する」ことが決定されたことを受け、「感染症等専門家組織」（仮称）を設立する。 ・特例措置の内容 「感染症等専門家組織」（仮称）の設立に伴い、税制上の所要の措置を講じる。
（関係条文）	・該当条項 個人住民税関係：地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第 314 条の７第１項第３号 法人住民税関係：地方税法第 25 条第１項第１号及び第 296 条第１項第１号、法人税法第 37 条第４項 事業税関係：地方税法第 72 条の４第１項第２号 不動産取得税関係：地方税法第 73 条の３第１項 固定資産税関係：地方税法第 348 条第６項 事業所税関係：地方税法第 701 条の 34 第１項 地方消費税関係：地方税法第 72 条の 78 第１項　※この他、消費税（国税）と連動した要望 都市計画税関係：地方税法第 702 条の２第１項 自動車税関係：地方税法第 148 条第１項 軽自動車税関係：地方税法第 445 条第１項
減収 見込額	［初年度］　－　（　－　）　［平年度］　－　（　－　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）

要望理由	（１）政策目的 　国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備える。 （２）施策の必要性 　次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講じるため、司令塔機能の強化として、専門家組織の強化等を早急に図る必要がある。
本要望に対応する縮減案	－

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５　新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標５－２ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
	政策の 達成目標	感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	－
	政策目標の 達成状況	－
有効性	要望の措置の 適用見込み	１法人
	要望の措置の 効果見込み （手段としての有効性）	税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」（仮称）において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容 及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の 妥当性	「感染症等専門家組織」（仮称）は、国の組織である国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合することにより設立するものであるが、国立国際医療研究センターは現在、国立研究開発法人として、税制上の優遇措置を受けていることから、統合後の「感染症等専門家組織」（仮称）においても、引き続き国立国際医療研究センターと同様の税制上の措置を講じることによって、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	－
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	－
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	－
前回要望時の達成目標	－
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯	－